

高松高裁総第262号

令和5年4月6日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 日時

4月20日（木）午前11時から午後5時まで

2 開催方法

高松高等裁判所と管内地方裁判所本庁又は家庭裁判所本庁とをウェブ会議アプロケーションにより接続する方法による。

高松高裁総第327号

令和5年4月26日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 日 時

6月7日（水）午後1時30分から午後5時まで

同月8日（木）午前9時30分から午後零時15分まで

2 場 所

高松高等裁判所大会議室（6階）

高松高裁総第422号

令和5年6月19日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 期 日

7月18日（火）

2 日 程

(1) 個別協議

ア 午前10時40分から午前11時30分まで

高松地方裁判所及び高松家庭裁判所

イ 午前11時35分から午後零時15分まで

高知地方・家庭裁判所

ウ 午後3時20分から午後4時10分まで

松山地方裁判所及び松山家庭裁判所

エ 午後4時20分から午後5時まで

徳島地方・家庭裁判所

(2) 全体協議

午後1時10分から午後3時10分まで

3 場 所

高松高等裁判所長官室

高松高裁総第 568 号

令和 5 年 9 月 1 日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 日時

9月27日（水）午前10時15分から午後2時45分まで

2 開催方法

高松高等裁判所と管内地方裁判所本庁又は家庭裁判所本庁とをウェブ会議アプリケーションにより接続する方法による。

高松高裁総第658号

令和5年10月18日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 日時

11月13日（月）午後1時30分から午後5時まで

2 開催方法

高松高等裁判所と管内地方裁判所本庁又は家庭裁判所本庁とをウェブ会議アプリケーションにより接続する方法による。

高松高裁総第697号

令和5年11月9日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 日時

12月7日（木）

2 日程

(1) 個別協議

ア 午前11時から午前11時50分まで

高松地方裁判所及び高松家庭裁判所

イ 午後1時から午後1時40分まで

徳島地方・家庭裁判所

ウ 午後1時40分から午後2時20分まで

高知地方・家庭裁判所

エ 午後2時20分から午後3時10分まで

松山地方裁判所及び松山家庭裁判所

(2) 全体協議

午後3時20分から午後5時まで

3 場所及び開催方法

(機密性 2)

- (1) 2 の(1)のアの個別協議につき高松高等裁判所長官室
参集による。
- (2) 2 の(1)のイからエまでの個別協議につき高松高等裁判所長官室
高松高等裁判所と徳島、高知及び松山の各裁判所本庁とをウェブ会議アプリ
ケーションにより接続する方法による。
- (3) 2 の(2)の全体協議につき高松高等裁判所長官室
高松高等裁判所と管内各裁判所本庁とをウェブ会議アプリケーションにより
接続する方法による。

高松高裁総第754号

令和5年12月7日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 期日

令和6年1月10日（水）

2 日程

(1) 個別協議

ア 午前11時から午前11時50分まで

高松地方裁判所及び高松家庭裁判所

イ 午後1時から午後1時40分まで

徳島地方・家庭裁判所

ウ 午後1時40分から午後2時20分まで

高知地方・家庭裁判所

エ 午後2時20分から午後3時10分まで

松山地方裁判所及び松山家庭裁判所

(2) 全体協議

午後3時20分から午後5時まで

3 場所及び開催方法

(機密性 2)

- (1) 2 の(1)のアの個別協議につき高松高等裁判所長官室
参集による。
- (2) 2 の(1)のイからエまでの個別協議につき高松高等裁判所長官室
高松高等裁判所と徳島、高知及び松山の各裁判所本庁とをウェブ会議アプリケーションにより接続する方法による。
- (3) 2 の(2)の全体協議につき高松高等裁判所長官室
高松高等裁判所と管内各裁判所本庁とをウェブ会議アプリケーションにより接続する方法による。

高松高裁総第 65 号

令和 6 年 2 月 14 日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

高松高等裁判所長官 岩井伸晃

管内所長事務打合せの開催について（通達）

標記の事務打合せを下記のとおり開催しますので出席してください。

記

1 日時

3月7日（木）午後1時30分から午後5時まで

2 開催方法

高松高等裁判所と管内地方裁判所本庁又は家庭裁判所本庁とをウェブ会議アプリケーションにより接続する方法による。